

第86回国民スポーツ大会・第31回全国パラスポーツ大会 競技役員等養成基本計画

第86回国民スポーツ大会及び第31回全国パラスポーツ大会の競技運営に当たる競技役員等の養成については、「第86回国民スポーツ大会・第31回全国パラスポーツ大会競技役員等編成基本方針」及び「第86回国民スポーツ大会・第31回全国パラスポーツ大会競技役員等養成基本方針」に基づき、「第86回国民スポーツ大会・第31回全国パラスポーツ大会競技役員等養成基本計画」を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

1 養成対象

競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員を養成の対象とする。

2 業務分担

- （1）競技役員（審判員・運営員）及び競技補助員については、競技団体がその養成を行う。
- （2）競技会係員及び競技会補助員については、県又は会場地市町村が関係団体と十分協議し、その養成を行う。
- （3）県は、競技団体及び会場地市町村と連携を図り、競技役員等の養成計画の推進に努める。

3 養成方法

- （1）競技役員（審判員・運営員）の養成方法については、次のとおりとする。
 - ア 県内講師による県内講習会
 - イ 中央及びブロックの競技団体講師による県内講習会
 - ウ 中央及びブロックの競技団体主催の講習会への派遣
 - エ 中央及びブロックの競技団体主催の大会への派遣
- （2）競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の養成方法については次のとおりとする。
 - ア 県内講師による県内講習会
 - イ 中央及びブロックの競技団体講師による県内講習会

4 養成スケジュール

区分・養成方法			年 度	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
			8年前	7年前	6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年	
競技役員	審判員	中央講習会等派遣 県内講習会										
			資格取得・資格維持・資質向上									
	運営員	要資格 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会									
				(全スポ) 資格取得・資格維持・資質向上								
		その他の 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会									
				養成・資質向上								
競技補助員		県内講習会										
競技会係員		県内講習会										
競技会補助員		県内講習会										

5 養成計画

審判員及び資格が必要な運営員の具体的な養成計画は、各競技団体が別途作成することとし、事業の進捗状況をふまえて毎年見直しを行う。